

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況等を調査し、供用時に発生する一般廃棄物の種類、排出量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

本計画の供用時において発生する一般廃棄物の種類、排出量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 一般廃棄物の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

イ. 調査地域

計画地及びその周辺とした。

ウ. 調査方法等

(ア) 一般廃棄物の状況

次の既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺における一般廃棄物の状況を把握した。

- ・「令和7年度 環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月 川崎市）
- ・「ごみの出し方」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

(イ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）
- ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」
（平成10年6月5日 法律第97号）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日 法律第48号）
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」
（平成4年12月24日 条例第51号）
- ・「廃棄物保管施設設置基準要綱」（平成29年6月1日改正 川崎市）
- ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定 川崎市）

エ. 調査結果

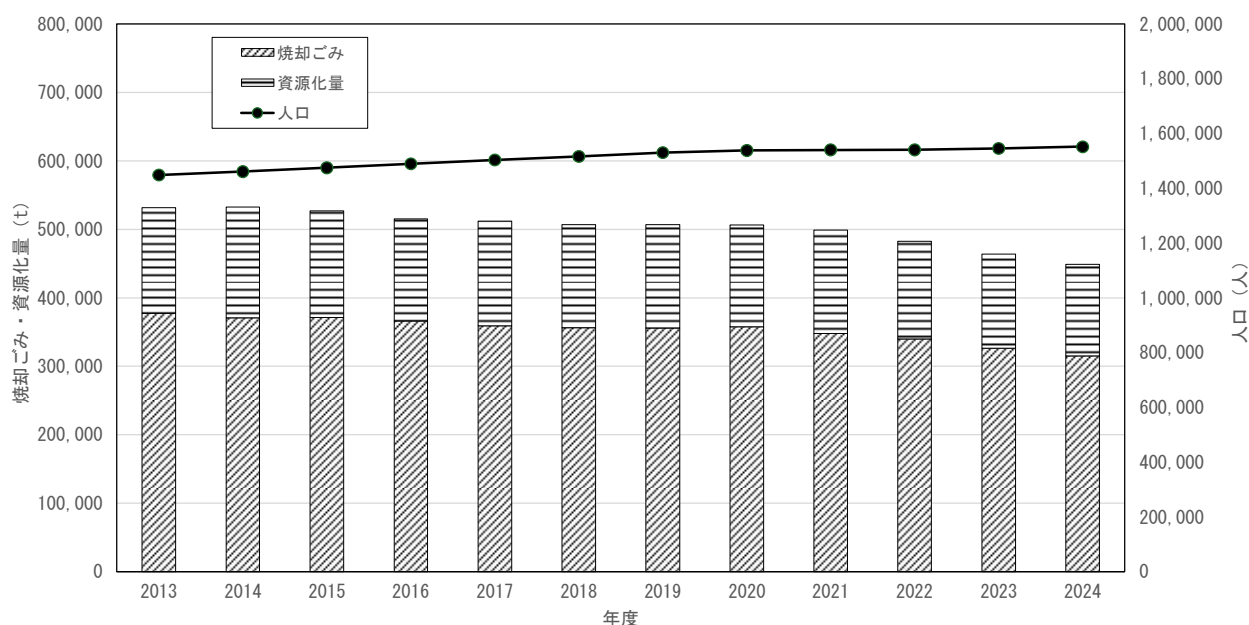
(ア) 一般廃棄物の状況

川崎市における 2013～2024 年度のごみ焼却量等の実績は、表 4.5.1-2 及び図 4.5.1-1 に示すとおりである。

2024年度の総排出量（焼却ごみ+資源化量）は、449,192tである。その内、焼却ごみが315,155t、資源化量が134,037tであり、資源化率は29.8%である。それぞれの内訳をみると、焼却ごみは家庭系が226,081t（71.7%）、事業系が89,074t（28.3%）であり、資源化量は、家庭系が80,019t（59.7%）、事業系が54,018t（40.3%）である。

2013～2024年度の10年間の推移では、焼却ごみ、資源化量共に減少傾向を示している。また、資源化率はおおむね30%で推移している。

計画地周辺に位置する一般廃棄物処理施設は、表 4.5.1-1 に示すとおりである。



資料：「令和7年度 環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月 川崎市）

図 4.5.1-1 ごみ焼却量等の推移

表 4.5.1-1 計画地周辺の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設の種類	所在地
川崎生活環境事業所	生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9
浮島処理センター	ごみ焼却処理施設	川崎区浮島町 509-1
堤根処理センター ^{注)}	ごみ焼却処理施設	川崎区堤根 52
浮島埋立事業所	埋立処分施設	川崎区浮島町 523-1
南部リサイクルセンター	資源化処理施設 (空きびん・空き缶・ペットボトル)	川崎区夜光 3-1-3
浮島処理センター粗大ごみ処理施設	資源化処理施設 (粗大ごみ・小物金属)	川崎区浮島町 509-1
浮島処理センター資源化処理施設	資源化処理施設 (ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・プラスチック資源)	川崎区浮島町 509-1
かわさきエコ暮らし未来館	普及啓発施設	川崎区浮島町 509-1

注) 堤根処理センターは休止中である。

出典：「令和7年度 環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月 川崎市）

表 4.5.1-2 ごみ焼却量等の実績

西暦(年度)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
和暦(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	
人口(人)※1	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604	1,551,788	
焼却ごみ(t)	377,363	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	348,017	340,093	326,121	315,155	
内訳	家庭系焼却ごみ	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	254,060	245,933	235,117	226,081
	普通ごみ	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060	239,387	240,520	250,897	242,283	234,357	223,754	214,970
	粗大・小物金属・一時多量 可燃分※11	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572	8,908	9,719	11,847	11,777	11,576	11,363	11,111
	事業系焼却ごみ	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	93,957	94,160	91,004	89,074
	道路清掃ごみ	424	404	450	380	329	322	319	※12	※12	※12	※12	※12
資源化量(t)※2	154,299	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	150,927	142,604	137,705	134,037	
資源化率(%)	29.0	30.3	29.5	28.9	29.9	29.7	29.8	29.4	30.2	29.5	29.7	29.8	
内訳	家庭系資源化物	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	89,627	86,326	82,239	80,019
	粗大・小物金属・一時多量 資源化分※11	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795	4,119	4,342	4,665	4,426	3,988	3,535	3,292
	空き缶	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845	6,750	7,181	7,842	7,723	7,399	7,197	7,102
	空きびん	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125	10,580	10,379	11,395	11,056	10,381	9,894	9,460
	ペットボトル	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751	4,846	4,842	5,279	5,373	5,426	5,527	5,705
	ミックスペーパー	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530	11,897	11,409	10,356	9,990	9,896	9,268	8,770
	プラスチック製容器包装	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686	12,723	13,170	14,288	14,527	14,465	14,136	14,359
	資源集団回収	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811	38,642	36,863	36,995	35,974	34,253	32,138	30,781
	小型家電	2	79	199	57	24	27	28	38	30	26	28	27
	使用済み乾電池		268	255	287	275	293	284	319	308	292	309	294
	蛍光灯※7				59	53	36	23	22	25	21	21	18
	その他※3	395	221	232	226	234	229	237	189	195	179	186	211
事業系資源化物(t)	54,827	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	61,300	56,278	55,466	54,018	
乾電池(t)	287	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	
総排出量(t)※4	531,949	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	498,944	482,697	463,826	449,192	
							※8	※9	※10				
1人1日当たり ごみ排出量(g)※5	1,006	998	976	947	933	916	905	902	887	858	820	793	

※1 人口は、各年度 10 月 1 日現在の人口に基づきます。
 ※2 資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものです。
 ※3 その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。(蛍光灯は、平成 28 年から除きます)
 ※4 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量
 ※5 1 人 1 日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したものです。
 ※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成 26 年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。
 ※7 蛍光灯は、平成 28 年から割らない収集を開始しました。なお、平成 27 年までの蛍光灯は、その他※3 に含まれています。
 ※8 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 5,086t は含まれていません。
 ※9 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 1,210t は含まれていません。
 ※10 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物 213t は含まれていません。
 ※11 令和 2 年度から、一時多量ごみが含まれています。
 ※12 令和 2 年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれています。
 ※13 令和 5 年度までは全市「プラスチック製容器包装」として、令和 6 年度からは川崎区のみプラスチック製品を含む「プラスチック資源」として回収しています。

出典：「令和 7 年度 環境局事業概要－廃棄物編－」（令和 7 年 8 月 川崎市）

計画地を含む川崎区は、川崎生活環境事業所管内に属しており、表4.5.1-3に示すとおり、種類に応じた分別収集が行われている。

計画地が位置する日進町のごみの収集日は、普通ごみは月曜日、木曜日、粗大ごみ（家具類、電気・ガス石油器具類等）、小物金属（一辺が30cm未満）は毎月第1、第3週の火曜日、空き缶、ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池は土曜日、ミックスペーパー（紙マークがついているもののほか、お菓子の箱、投げ込みチラシ、パンフレット、包装紙、（窓付き）封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙）は水曜日、プラスチック資源（生鮮食料品のトレイ、カップ麺の容器、お菓子の袋、シャンプーボトル等、プラスチックでできた容器や包装）は金曜日である。新聞等の古紙類、古着、古布等は、市収集ではなく地域の資源集団回収が実施される。

粗大ごみの回収は、収集日の3日前（土・日曜日、12月31日～1月3日を除く）までに、電話、インターネット（24時間受付）又はFAX（聴覚等に障がいのある方専用）で川崎市粗大ごみ受付センターへ申込むことになっている。

エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機については、「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、電気店や家電リサイクル協定店等に処理を依頼する等、適切な処理を行うこととなっている。パソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカー等が回収、リサイクルを行っている。オートバイ（原動機付き自転車を含む）については、廃棄二輪車取扱店、指定引取窓口等に処理を依頼することとなっている。

表 4.5.1-3 計画地における一般廃棄物の分別収集

廃棄物の種類	収集日等	備 考
普通ごみ	月曜日、木曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ、茶わん、皿、板ガラス、鏡、化粧品のびん、陶器・素焼き類、白熱電球、LEDランプなどは、厚紙に包み「ワレモノキケン」と記入する。 ・蛍光管は、厚紙に包み「蛍光管キケン」と記入する。
粗大ごみ	毎月第1、第3回目火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみは収集日の3日前（土・日曜日、12月31日～1月3日を除く）までに、粗大ごみ受付センターへ申し込む。
小物金属 （一辺が30cm未満の 小型金属類）	毎月第1、第3回目火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・小物金属（なべ、フライパン、やかん等の調理用品で、柄、取っ手、注ぎ口を除き大きさが30cm未満のもの及びかさ・針金ハンガー）については、申し込みの必要はなく、無料収集する。 ・リチウムイオン電池等は、絶縁して透明な袋に入れ、貼り紙をする。
資源物 （空き缶・ペットボ トル、空きびん、 使用済み乾電池、 ミックスペー パー、プラスチッ ク製容器包装）	空き缶・ペッ トボトル、空 きびん、使用 済み乾電池： 土曜日 ミックスペー パー：水曜日 プラスチッ ク資源：金曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・空きびん（飲料びん・調味料びんなどの食品のびん） ・使用済み乾電池：積層型・筒型乾電池及びリチウムコイン乾電池のみ収集。 ・ミックスペーパー（紙マークがついているもののほか、お菓子の箱、投げ込みチラシ、パンフレット、包装紙、（窓付き）封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙） ・プラスチック製容器包装（生鮮食料品のトレイ、カップ麺の容器、お菓子の袋、シャンプーボトル等、プラスチックでできた容器や包装） ※ボタン電池は電気店等に設置してある「ボタン電池回収缶」に返却する。 ※ニカド電池等の充電式電池は、「リサイクル協力店」に加入の販売店に設置してある「リサイクルBOX」に返却する。 ※ペットボトル（マークのついた飲料、酒、みりん類、しょう油用等の容器）はキャップ・ラベルを分別する。 ※プラスチック製のおもちゃなどや文房具などの製品は普通ごみとして分別する ※新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等は、資源集団回収・店頭回収等で収集される。

資料：「ごみの出し方」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

(イ) 関係法令等による基準等

a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

b. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

本法律は、廃棄される家電製品（特定家庭用機器：エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効な利用を図るため、製品を造ったメーカーや販売した小売店と共に消費者が協力して、リサイクル社会をつくることを目的としている。

c. 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律では、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法律の中で、パソコン等の製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むこと、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むこと、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められている。

d. 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

本条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。本条例の中で、建築物の建築、開発行為等の規則で定めるものを行おうとする者は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長と協議することを定めている。

e. 廃棄物保管施設設置基準要綱

本要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第 33 条に規定する廃棄物保管施設の設置場所、構造、種別設置基準・面積等を定めている。

f. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定する。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 予測

(ア) 予測項目

供用時に発生する一般廃棄物の種類、排出量及び処理方法とした。

(イ) 予測方法等

a. 予測地域

計画地内とする。

b. 予測時期

供用時とする。

c. 予測条件・予測方法

一般廃棄物の排出量の算出方法は、種類毎の廃棄物の排出原単位に発生原因数を乗じる方法によった。算定に用いた排出原単位及び発生原因数は、表 4.5.1-4 及び表 4.5.1-5 に示すとおりである。

表 4.5.1-4 一般廃棄物の種類別排出原単位

種類		排出原単位 (g/人・日)
家庭系焼却ごみ		399
	普通ごみ	380
	粗大・小物金属・一時多量 可燃分	20
家庭系資源化物		141
	粗大・小物金属・一時多量 資源化分	6
	空き缶	13
	空きびん	17
	ペットボトル	10
	ミックスペーパー	15
	プラ資源	25
	資源集団回収	54
	小型家電	0 (0.05)
	使用済み乾電池	1
	蛍光管	0 (0.03)
	その他	0 (0.37)

注) 「令和7年度 環境局事業概要－廃棄物編－」(令和7年8月 川崎市)を基に作成

表 4.5.1-5 発生原因数

発生原因数	計画戸数	約 305 戸
	計画人口	約 1,068 人

注) 発生原因数(計画人口)は、「廃棄物保管施設設置事前評価・協議書記入要領」(川崎市)に基づき、1戸あたり3.5人で算出した。

(ウ) 予測結果

本事業の供用時に発生する一般廃棄物の排出量及び処理・処分方法は、表 4.5.1-6 に示すとおりである。1 日当たりの排出量は、家庭系焼却ごみが 426kg、家庭系資源化物が 151kg の合計 577kg と予測する。一般廃棄物は計画建築物内に設置される廃棄物保管庫に種類ごとに分別・保管する。処理・処分については、焼却ごみについては川崎市により収集・焼却処分、資源化物については川崎市又は回収業者により収集・資源化されるものと予測する。

表 4.5.1-6 一般廃棄物の種類別排出量

種類	排出量 (kg/日)	主な処理・処分方法
家庭系焼却ごみ	426	
普通ごみ	405	川崎市により収集・焼却処分
粗大・小物金属・一時多量 可燃分	21	
家庭系資源化物	151	
粗大・小物金属・一時多量 資源化分	6	川崎市により収集・資源化
空き缶	13	
空きびん	18	
ペットボトル	11	
ミックスペーパー	17	
プラ資源	27	
資源集団回収	58	回収業者により収集・資源化
小型家電	0 (0.05)	川崎市により収集・資源化
使用済み乾電池	1	
蛍光管	0 (0.03)	
その他	0 (0.40)	

注) 四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

イ. 環境保全のための措置

本計画では、一般廃棄物に係る影響を低減するために、次のような措置を講ずる計画である。

- ・家庭系一般廃棄物については、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づき、住宅棟 1 階に廃棄物保管施設を設け、分別収集の徹底を促す。
- ・供用時の住居から排出される一般廃棄物について、居住者に対して掲示物等により、ごみの減量化及び分別を促す等の啓発活動を行う。

ウ. 評価

共同住宅の供用時における 1 日あたりの一般廃棄物の排出量は、約 577kg と予測する。共同住宅用地敷地内に廃棄物保管施設を設け、発生した一般廃棄物は普通ごみ、粗大ごみ、小物金属、資源物の種類ごとに分別、保管された後、川崎市等により適正な処理が行われると予測する。

さらに、家庭系一般廃棄物については、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づき、住宅棟 1 階に廃棄物保管施設を設け、分別収集の徹底を促す等の環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

4.5.2 産業廃棄物

4.5.2 産業廃棄物

計画地における産業廃棄物の状況等を調査し、本計画の工事中において発生する産業廃棄物の種類、発生量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

本計画の工事中における産業廃棄物の種類、発生量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 産業廃棄物の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

イ. 調査地域

計画地及びその周辺とした。

ウ. 調査方法等

(ア) 産業廃棄物の状況

次の既存資料を収集、整理することにより、計画地及びその周辺における産業廃棄物の状況を把握した。

- ・「令和6年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」
（令和7年3月 川崎市）
- ・「令和7年度 環境局事業概要―廃棄物編―」（令和7年8月 川崎市）

(イ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日 法律第137号）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日 法律第48号）
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
（平成12年5月31日 法律第104号）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正 国土交通省）
- ・「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月 環境省）
- ・「産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）」（令和5年3月 川崎市）
- ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定 川崎市）

エ. 調査結果

(7) 産業廃棄物の状況

令和元年度における川崎市の産業廃棄物の排出量及び処理状況について、建設業から発生したのについて抽出すると、表4.5.2-1に示すとおりである。また、川崎市における産業廃棄物処理施設の設置状況は表4.5.2-2に示すとおりである。

建設業からの産業廃棄物の排出量は、562千t/年であり、再生利用量は474千t/年（84.3%）、減量化量が75千t/年（13.4%）で、最終処分量は13千t/年（2.3%）となっている。

川崎市内に産業廃棄物処理施設は175施設設置されている。

表 4.5.2-1 産業廃棄物の排出及び処理状況（令和5年度）

業種	排出量 ^{注1)}	再生利用量 ^{注2)}	減量化量 ^{注3)}	最終処分量 ^{注4)}
建設業	562千t/年 (100.0%)	474千t/年 (84.3%)	75千t/年 (13.4%)	13千t/年 (2.3%)

注1) 排出量：発生理量のうち、有償物量（中間処理することなく、他人に有償で売却した量。他人に有償売却できるものを自己利用した場合も含む）を除いた量

2) 再生利用量：直接または中間処理後に再生利用された量

3) 減量化量：中間処理により減量した量

4) 最終処分量：直接または中間処理後に最終処分された量

5) 上記の数字は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

資料：「令和6年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月 川崎市）

表 4.5.2-2 川崎市内の産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年度）

区分	設置者	事業者	処理業者	公共団体	計
汚泥の脱水施設	施設数	31	10	3	44
	m ³ /日	5,923	2,139	4,543	12,605
汚泥の乾燥施設	施設数	2	2		4
	m ³ /日	70	115		185
汚泥の焼却施設	施設数	4	6		10
	m ³ /日	288	4,008		4,296
廃油の油水分離施設	施設数		2		2
	m ³ /日		190		190
廃油の焼却施設	施設数	8	4		12
	m ³ /日	268	266		534
廃酸又は廃アルカリの中和施設	施設数	1	4		5
	m ³ /日	4,000	1,497		5,497
廃プラスチック類の破碎施設	施設数		30		30
	t/日		1,952		1,952
廃プラスチック類の焼却施設	施設数	1	8		9
	t/日	7	3,889		3,896
木くず又はがれき類の破碎施設	施設数		44		44
	t/日		27,447		27,447
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	施設数				0
	m ³ /日				0
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	施設数				0
	t/日				0
産業廃棄物の焼却施設	施設数	7	8		15
	t/日	776	4,217		4,993
計	施設数	54	118	3	175

資料：「令和7年度 環境局事業概要—廃棄物編—」（令和7年8月 川崎市）

(イ) 関係法令等による基準等

a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本法律では、産業廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められ、これには委託処理も含まれている。

産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に、また、処分については同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められている。これらの委託に際しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することが義務付けられている。

b. 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律では、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法律の中で、「工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」としている。

また、「事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない」としている。

c. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものである。これらをもって、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

本法律の中で、「発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、特定資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。」としている。

また、対象建設工事受注者は、特定建設資材廃棄物について再資源化が義務付けられており、工事受注者は再資源化を実施し、発注者へ再資源化の報告を行なう。特定建設資材とは、建設発生木材、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材である。なお、建設発生木材について 50km 以内に再資源化する施設が無い場合もしくは工事現場から再資源化を行う施設まで道路が整備されていない場合は、再資源化から焼却による縮減に変えることができる。

d. 建設副産物適正処理推進要綱

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

e. 建設廃棄物処理指針

本指針では、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の建設工事及び解体工事）に伴って生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

f. 産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）

本手引きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定められた廃棄物の処理に関する法の仕組みと、個別具体の問題に対し国から出された通知に基づき、建設廃棄物のより一層の資源化や適正処理等を図ることを目的としている。

g. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定する。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 予測

(ア) 予測項目

工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法とした。

(イ) 予測方法等

a. 予測地域・予測地点

計画地内とした。

b. 予測時期

工事期間全体とした。

c. 予測条件・予測方法

造成及び共同住宅工事中に発生する産業廃棄物の種類及び発生量は、既存資料より発生原単位及び建設物の規模、施工計画に基づき推定する方法により予測する。処理方法は、施工計画に基づき推定する方法とした。

(ウ) 予測結果

a. 既存駐車場の解体に伴い発生する産業廃棄物

既存駐車場の解体に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法は、表 4.5.2-3 に示すとおりである。産業廃棄物は、約 1,221t 発生すると予測する。これらの産業廃棄物は可能な限り資源化を図り、その結果として産業廃棄物の資源化量は、約 1,209t と予測する。資源化が困難な産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し適正に処理されると予測する。

表 4.5.2-3 既存駐車場の解体に伴い発生する産業廃棄物

廃棄物の種類	面積	深さ	発生量		処理・処分方法	再資源化・縮減率目標値	資源化量
	①	②	③ = ①×②		-	④	⑤ = ③×④
アスファルトがら	約 3,300m ²	0.25m	約 825m ³	約 1,221t	再生砕石等	99%以上	約 1,209t

注 1) アスファルト舗装の深さは、「構内舗装・排水設計基準」（国土交通省 平成 27 年）より推計した。

2) 発生量の重量換算は、「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数(Ver.1.5)」（令和 2 年 1 月 日本産業廃棄物処理振興センター）より、1.48t/m³とした。

3) 再資源化率目標値は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和 2 年 9 月 国土交通省）（アスファルト・コンクリート塊の 2024 達成基準値）によった。

b. 計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物

計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法は、表 4.5.2-4 に示すとおりである。産業廃棄物は、住宅棟で約 1,360t、駐車場で約 194t、合計約 1,554t 発生すると予測する。これらの産業廃棄物は種類ごとに分別し可能な限り資源化を図り、その結果として産業廃棄物の資源化量は、住宅棟で約 1,259t、駐車場で約 172t、合計約 1,431t と予測する。資源化が困難な産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し適正に処理されると予測する。

表 4.5.2-4(1) 計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物（住宅棟）

廃棄物の種類		施設の 延べ面積	発生 原単位 (品目別)	発生量	処理・処分 方法	再資源化・ 縮減率目標 値	資源化量
		①	②	$\text{③}=\text{①} \times \text{②} \div 1,000$	-	④	$\text{⑤}=\text{③} \times \text{④}$
がれき 類	コンクリート塊	32,300m ²	9.4kg/m ²	約 304t	再生砕石等	99%以上	約 301t
	アスファルト・ コンクリート塊		2.4kg/m ²	約 78t			約 77t
ガラスくず 及び陶磁器くず			2.1kg/m ²	約 68t	再生ガラス等	98%以上	約 66t
廃プラスチック類			3.4kg/m ²	約 110t	固形燃料等		約 108t
金属くず			2.1kg/m ²	約 68t	鋼材等		約 66t
木くず			4.4kg/m ²	約 142t	チップ化等	97%以上	約 138t
紙くず			2.1kg/m ²	約 68t	再生紙等	98%以上	約 66t
石膏ボード			3.6kg/m ²	約 116t	石膏ボード原料等		約 114t
その他			6.4kg/m ²	約 207t	分別等		約 203t
混合廃棄物			6.2kg/m ²	約 200t	分別等	60%以上	約 120t
合計			42.1kg/m ²	約 1,360t	-	-	約 1,259t

注 1) 発生原単位(品目別)は、「建築系混合廃棄物の原単位調査 2022 年度データ」(令和 6 年 3 月 (社)日本建設業連合会)(RC 造 10,000m²以上の原単位)によった。

2) 再資源化率目標値は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和 2 年 9 月 国土交通省)(混合廃棄物は 2018 目標値、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずは 2024 達成基準値、その他の廃棄物は 2 建設廃棄物全体の 2024 達成基準値)によった。

表 4.5.2-4(2) 計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物（駐車場）

廃棄物の種類		施設の 延べ面積	発生 原単位 (品目別)	発生量	処理・処分 方法	再資源化・ 縮減率目標 値	資源化量	
		①	②	③=①× ②÷ 1,000	-	④	⑤=③×④	
がれき 類	コンクリート塊	2,700m ²	11.3kg/m ²	約 31t	再生砕石等	99%以上	約 30t	
	アスファルト・ コンクリート塊		5.6kg/m ²	約 15t			約 15t	
ガラスくず 及び陶磁器くず			4.2kg/m ²	約 11t	再生ガラス等	98%以上	約 11t	
廃プラスチック類			2.9kg/m ²	約 8t	固形燃料等		約 8t	
金属くず			4.5kg/m ²	約 12t	鋼材等		約 12t	
木くず			3.9kg/m ²	約 11t	チップ化等	97%以上	約 10t	
紙くず			1.5kg/m ²	約 4t	再生紙等	98%以上	約 4t	
石膏ボード			5kg/m ²	約 14t	石膏ボード原料等		約 13t	
その他			15.2kg/m ²	約 41t	分別等		約 40t	
混合廃棄物			17.7kg/m ²	約 48t	分別等	60%以上	約 29t	
合計				71.8kg/m ²	約 194t	-	-	約 172t

注1) 発生原単位（品目別）は、「建築系混合廃棄物の原単位調査 2022 年度データ」（令和 6 年 3 月 （社）日本建設業連合会）（S 造 3,000m² 未満の原単位）によった。

2) 再資源化率目標値は、表 4.5.2-3(1)と同様とした。

イ. 環境保全のための措置

本計画では、産業廃棄物による周辺への影響を低減するために、次のような措置を講ずる計画である。

- ・ 本事業の実施に伴って建設時に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の種類ごとに分別、保管、処理し、可能な限り再資源化を図る。
- ・ 建設資材等の搬入の際は、過剰な梱包を控え、廃棄物の発生を抑制する。
- ・ 廃棄物の処分を業者に委託する場合は、許可を得た専門業者に委託し、マニフェストを活用して適正な処理を行う。
- ・ 廃棄物の搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにカバーシートを使用する等の適正な対策を講ずるとともに、規定積載量や走行速度を厳守し、周辺への影響を考慮した処置を実施する。

ウ. 評価

工事中に発生する産業廃棄物は、既存駐車場の解体に伴い発生する産業廃棄物が約 1,221t、計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物が約 1,554t、合計約 2,775t であると予測する。これらの工事中に発生する産業廃棄物については、種類ごとに分別し可能な限り資源化を図り、その結果として産業廃棄物の資源化量は、既存駐車場の解体に伴い発生する産業廃棄物が約 1,209t、計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物が約 1,431t、合計約 2,640t と予測する。資源化が困難な産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し適正に処理されると予測する。

さらに、廃棄物の搬出時には、荷崩れや飛散等が生じないようにカバーシートを使用する等の環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

4.5.3 建設発生土

4.5.3 建設発生土

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、工事中に発生する建設発生土の発生量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

本計画の工事中における建設発生土の発生量及びその処理による周辺環境への影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 建設発生土の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

イ. 調査地域

計画地及びその周辺とした。

ウ. 調査方法等

(ア) 建設発生土の状況

既存資料調査により把握した。

(イ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年 3 月 16 日 条例第 3 号）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正 国土交通省）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号）
- ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定 川崎市）

エ. 調査結果

(ア) 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 4.5.3-1 に示すとおりであり、建設発生土の場外排出量の合計は約 3,098 千 m³ であり、現場内利用量は約 1,990 千 m³ である。

表 4.5.3-1 建設発生土の排出状況（平成 30 年度：神奈川県）

工事区分	有効利用量(千 m ³)							その他(千 m ³)				場外 搬出量 (千 m ³)	現場内 利用量 (千 m ³)	
	公共 工事等 での 利用	売却	他の工 事現場 (海面)	採石場 ・砂利 採取等 跡地 復旧	最終 処分場 覆土	公共工事 等以外の 有効利用	計	廃棄物 最終 処分場 (覆土 以外)	スタッ クヤード等再 利用なし	土捨場 ・残土 処分場	計			
土木工 事	公共	105.0	0.0	7.7	450.7	6.3	1,077.0	1,646.7	0.1	19.0	93.1	112.3	1,759.0	1,119.2
	民間	192.1	0.0	0.8	70.5	0.4	51.7	315.4	0.0	0.3	47.4	47.7	363.1	246.4
新築・ 増築工事		0.4	0.0	0.3	169.0	9.2	459.4	638.3	2.5	0.8	330.2	333.5	971.8	520.3
解体工事		0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	1.6	2.0	0.0	0.0	0.1	0.1	2.1	104.0
修繕工事		0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.9	1.1	0.0	0.0	0.9	0.9	2.0	0.2
建設工事合計		297.6	0.0	8.9	690.4	16.1	1,590.6	2,603.5	2.7	20.1	471.7	494.5	3,098.0	1,990.1

資料：「平成 30 年度 建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 国土交通省）

(イ) 関係法令等による基準等

a. 宅地造成及び特定盛土等規制法

本法律では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

工事主は、宅地造成等に関する工事の許可の申請をするときは、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこと等が示されている。

b. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例

この条例は、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的としている。

c. 建設副産物適正処理推進要綱

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

d. 資源の有効な利用の促進に関する法律

本法律では、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、再生資源の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法律の中で、「事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」とされている。

e. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 予測

(ア) 予測項目

工事中における建設発生土の量及び処理方法とした。

(イ) 予測方法等

a. 予測地域

計画地内とした。

b. 予測時期

工事期間全体とした。

c. 予測条件・予測方法

施工計画に基づき推定する方法により予測した。

(ウ) 予測結果

建設発生土量（ほぐし土量）は、表 4.5.3-2 に示すとおり約 11,278m³ と予測する。建設発生土は計画地での埋め戻しや保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、受入地の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより、適正に処理されると予測する。

表 4.5.3-2 建設発生土量の予測結果

建築面積	掘削深度	掘削土量 (地山量)	土量変化率 (ほぐし率)	建設発生土の 発生量 (ほぐし土量)
約 1,270m ²	約 7.1~7.7m	約 9,398m ³	1.2	約 11,278m ³

注) ほぐし率の値は、「国土交通省土木工事積算基準」（令和 7 年 5 月 国土交通省）を参考とした。

イ. 環境保全のための措置

本計画では、建設発生土に係る影響を低減するために、次のような措置を講ずる計画である。

- ・建設発生土は「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づいて、適切に処理、処分を行う。
- ・建設発生土の搬出に際しては、飛散防止のため搬出車両の荷台にカバーシート等を使用する。

ウ. 評価

本計画の工事による建設発生土は、約 11,278m³ と予測する。建設発生土は計画地での埋め戻しや保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、受入地の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより、適正に処理されると予測する。

さらに、建設発生土の搬出に際しては、飛散防止のため搬出車両の荷台にカバーシート等を使用する等の環境保全のための措置を講ずる。

以上のことから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。